

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

福岡県田川郡川崎町

2 構造改革特別区域の名称

川崎町地産・地習・e環境教育特区

3 構造改革特別区域の範囲

福岡県田川郡川崎町の全域

4 構造改革特別区域の特性

川崎町は、福岡県の中央部よりやや東寄りに位置し、東西 4.9 km 南北 12.6 km の、周囲を山に囲まれた総面積 36.14 km² の自然豊かな町である。南部には、戸谷ヶ岳を中心に緑の樹木や植物が広がり、中元寺川をはじめ、いくつもの川が流れ、まさに自然の宝庫といえる。かつては、筑豊炭田の中にあって大小多くの炭鉱を有し、石炭産業隆盛の中で、戦後日本経済の発展に大きく貢献してきた地域でもある。しかし、石炭から石油へという国のエネルギー政策の転換により、すべての炭鉱は閉山に追い込まれ、町の人口も昭和 33 年の 43,102 人をピークに令和 5 年には、15,606 人と大幅に減少するとともに、地域経済や町そのものの活力も急速に衰退の一途をたどった。年齢構成を見てみると、70 歳から 74 歳の人口が多く、平均年齢は 52.0 歳となっており、高齢化率も 39.1% となっている。

そのため、人口減少による過疎化、町の活気の喪失や生産年齢の減少による少子化対策などが重要な課題となっており、また、平成 18 年 3 月には、町内に 6 校あった小学校のうち 2 校が統廃合を余儀なくされ、令和 2 年 3 月には、中学校 2 校も統廃合により廃校となるなど、地域コミュニティの希薄化と校地・校舎の有効活用も検討課題となっている。

川崎町ではこの状況の対応策として、本来本町が持つ豊かな自然と、先人から受け継いだ文化や伝統を育み、住民と行政が協調したまちづくりを推進してきたところである。具体的には、第 6 次川崎町総合計画において、「人を育み、町を創る。10 年先も住み続けたい、町へ」という基本理念により、目指すべき将来像を見据え、さらに「人を育む」「暮らしを育む」「つながりを育む」という基本目標を設定し、行政と地域住民が一体となって、人と人との出会い・心と心のふれあいを大切にした地域づくりの取り組みを行っている。

町内には、室町時代の画僧「雪舟」が築庭したと伝えられ、国の名勝庭園にも指定されている「藤江氏魚樂園」があり、石橋がかかる池には魚が泳ぎ、カエデなどの樹木の間には鳥が遊び、訪れる人に四季折々の美しさを見せてくれる。また、水墨画家としても高名な「雪舟」にちなみ、秋に水墨画公募展を開催している。例年、県内外より多くの応募があり、本町の文化的イベントのひとつとして、大きな盛り上がりを見せている。

近年、都市と農村の交流、いわゆるグリーンツーリズムが大きくクローズアップされるようになってきた中で、昔ながらの田園風景や豊かな清流、自然林と植林とのみごとな調和を堪能できる戸谷ケ岳のトレッキングや、田代の竹林・棚田の彼岸花・木城の藤棚など季節毎に移り変わる景観は、まさに自然の宝庫そのものといえる。観光りんご園や観光果樹レストランでは、「食」をテーマに「地産・地消」「スローフード」、そして「食育」について等、体験する中で、感じてもらえる素材には事欠かない。また、地域の高齢者が持つ伝統技術の伝承等、地域の有能な人材の活用もまた重要な要素である。

このような現状をふまえ、本町は、地域資源を活かして農山村の魅力を積極的に発信することにより、都市住民との交流人口の増加と地域の活性化に繋がるような取り組みを推進することが急務であると考えます。

5 構造改革特別区域計画の意義

(1) 交流人口の増加による地域活性化

過疎化や少子高齢化に歯止めをかけ、地域の活性化を図っていくためには、雇用促進による定住人口の増加が理想的であるが、現実的にはなかなか見通しが立ちにくい状況である中で、本町の持つ特性を活かして、交流人口の増加による地域の活性化という新たな方向性を模索していく必要があるといえる。

その点で、本計画による通信制高校の設置は、都市部を中心に町外からの入学者を想定しており、その事が本町への関心を高め、スクーリング時以外でも交流人口の増加に繋がるものと確信している。

また、学校で行う体験学習の実施に際しては、経験豊富な地元の農林業家や伝統技能や巧みな技術を持った高齢者等を中心とした町民が指導するが、これらの活動が学校教育と協働することにより、教育の新しい分野におけるボランティア活動の仕組みが確立できることや、地域住民にとっては、若者に伝承することの喜びや生きがいといった、生涯学習の場としての役割の創成ができる。

このように、生徒たちと地域住民との間での人的交流、世代間交流が生まれ、その上で、地域の多様な資源を活用して地域社会全体で高等学校をサポートすることにより、町の活性化ができるものと期待する。

(2) 新たな教育機会の提供

近年の著しい社会構造の変化に伴い、全国的に少子化が進む中で、高校を長期欠席する、いわゆる不登校生徒数は右肩上がりが増えており、その原因や理由も多様化し

ている。さらに、若年無業者いわゆるニートについては、25～34歳の年齢に占める割合が高く、ニートの高年齢化が進んでいる点も深刻な問題となってきた。

本町も例外ではなく、中学校卒業者のほとんどが高校に進学する中で、目的意識が明確でなかったり、高校生活に喜びや楽しみを見いだせず、不登校となる生徒、中途退学する生徒、問題行動を起こす生徒が増加している。これらの生徒の多くは、心理面の課題を抱えながらも、自分にあった学びの場を求め、適切な指導・支援を必要としているが、近隣の地方公共団体を含め、適切な機関が整備されていないのが現状である。

本計画で設立する学校設置会社による通信制高校は、緑豊かな自然林と田園風景、清流とのみごとな調和を堪能できる農山村地域にある旧安宅小学校の校地・校舎を利活用して設置されており、生徒がスクーリング（面接指導）で本町を訪れ、農林業等の従事者から学ぶ学習や、自然、歴史・文化等の多様な体験学習を実践することによる地域住民との交流を特色とし、学校設置会社が有する生徒の心理面にも配慮しながらの学習指導ノウハウを活かし、不登校になった生徒や学業不振に陥った生徒の状況に配慮した教育活動を行うものである。このことにより、生徒に自然の営みや大切さを理解させ、豊かな人間性を育むコミュニケーション能力、共同作業等の社会適応能力を向上させることができる。

さらに、多様な人々との交流や体験活動の生きた経験を通じ、心理面の安定や自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に学ぶ能力や自己教育力の向上に貢献できるものとする。

6 構造改革特別区域計画の目標

本特区計画では「学校設置会社による学校設置事業（816）」の特例を適用し、広域通信制高等学校を設置することによって、本町の特性を活かした教育活動を通して、地域の活性化と、本町が抱える教育課題への対応を目指している。

（1）特別な配慮を必要とする生徒に対しての教育機会の提供

不登校や問題を抱える生徒に対する教育環境の整備については、学校設置会社の蓄積してきたこの分野における豊富な経験とノウハウを、本町の状況に合わせて取り入れることを計画している。

同校における教育の基本姿勢は、生徒が抱える問題を受け止め、多角的な観点から教育を見つめ、基礎的な学力を整えることに加え、自然、歴史文化、実社会での体験を通じた広がりのある教育を目指すことにある。この基本姿勢に基づき、生徒一人ひとりの個性を伸ばす「コーチング」による指導方法により、自覚自習力、自己問題解決力を育てる、新しいタイプの高校教育の実現に取り組んでいる。設立する通信制高等学校の教育にこれらの内容を反映させ、本町の特性を活かした体験学習を実践することにより、不登校や問題を抱える生徒に対して、目的意識の形成や計画実行力の向

上、自己肯定感の育成といった建設的な変容を支援できるものと期待している。

また、今後も本町でも生じることが予想される小・中学生の不登校に対応するため、当該高校で得られる成果を、同じ悩みを持つ小・中学校の児童生徒および保護者にフィードバックさせ、小学校から高校まで一貫した対応が取れる体制を確立していきたい。

(2) 交流人口の増加による地域の活性化と廃校舎の有効活用

本計画で設置する通信制高等学校の生徒の多くは、都市部を中心に町外からの入学者を想定しており、非日常とも言うべき自然体験や農業体験、実社会での職業体験、地域の高齢者などとの交流を通して、人と人との出会い・心と心のふれあいを体感することにより、本町が生徒達にとって単なる本校所在地ではなく、“第二のふるさと”とでも言うべき場所となる事を期待している。その事が、本町への関心を高め、スクーリング時以外でも交流人口の増加に繋がるものと確信している。まさに、グリーンツーリズムと教育による地域活性化のモデルケースであり、理想的な「旅育」実践の場になり得ると言える。「人を育む」というイメージの定着は、交流人口や定住人口を増やし、経済的な発展と活力あるまちづくりに大きく寄与する事となる。

さらに、廃校となった旧安宅小学校の校地、校舎を利活用することにより、単なる施設の活用にとどまらず、スクーリングにおける体験学習やボランティア活動などに地元住民が積極的に関わることにより、生徒への指導を通じて刺激を受け、自己啓発を重ねることによって、本町の産業や文化がさらなる発展をとげていくものと期待される。

7 構造改革特別区域の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 学校設置による社会的効果

① 地元の不登校生徒及び通常の学校に適応しにくい生徒への対応

本事業で設置認可する学校は、通常の学校に対応できる生徒はもとより、不登校・高校中退といった通常の学校に適応しにくい生徒を対象とする。これらの生徒一人ひとりのニーズに対応した教育を実施することで、社会人としての必要な知識やコミュニケーション能力の醸成が図られる。また、地元が存在する同様の生徒及びその保護者への情報発信、相談窓口としての機能をもつことで、地元の教育拠点、教育情報発信基地としての役割を担うことが可能となる。

② 都市と農村の人的交流、人の移動を誘発し、新たな地域活性化を進められる。

③ 令和6年度に佐賀県有田町に開設を目指す「学習等支援施設（サポート施設）」をはじめ、日本全国に広がった「ネットワーク学習のサポートの場」から生徒が本町内にて行われる「集中スクーリング（面接指導）」に集うことにより、町の歴史などの学校設定科目化など、地域活動の企画・推進による活性化、新たな経済・産業の育成モ

デルの創出が期待できる。町内の小中校生との連携などや、人材の養成により、中長期的にそれらの人材が新たな産業の振興の担い手となることが期待される。

- ④学校設置会社からの税収をはじめ、新しい雇用の創出を可能とし、ヒューマンスキルを中核資源とした遠隔教育産業を支える基盤の集積により、新しい町財政への取組みができる。

(2) 学校設置による経済的効果

- ①学校のスタッフとして、教職員を雇用するなど、地域における雇用の創出にも貢献する。特に特色あるカリキュラムについて地元の経験者を講師に依頼することなどにより、新たな雇用の確保につなげる。また校地校舎内の清掃業務など学校を維持していくために必要な業務委託を行うことで、地元企業の育成につながる。

教職員として就労する町民の発生(4年で延べ5名)

地元雇用人材	
令和6年度	3名
令和7年度	3名
令和8年度	4名
令和9年度	5名

②住民の増加

快適で廉価なインターネット通信インフラ環境と学術的な高感度なイメージを好感して、他地域から移住してくる人の増加が見込まれる。また本校の整備とともに、町内に教職員として定住する者、また本校の理念に共鳴した教育熱心な家族の移住・定住する者が見込まれる。

- ③入学式・卒業式・集中スクーリングのために町外から来町する生徒や家族、関係者による消費需要(宿泊収入、飲食収入、学習教材購買費など)

	スクーリング延べ生徒数 (複数登校者等を含む)	消費見込額
令和6年度	1,000名	3千万円
令和7年度	1,100名	3千3百万円
令和8年度	1,200名	3千6百万円
令和9年度	1,300名	3千9百万円

(1名あたり3万円の消費と仮定)

④自治体における歳入の増加

本校の校地校舎は旧安宅小学校跡地を有償賃貸させるため、事業主体と賃貸契約を締結することで賃貸料の収入のみならず、法人町民税の増加が見込まれる。

8. 構造改革特別区域の事業の名称

- 学校設置会社による学校設置事業（８１６）

9. 構造改革特別区域において実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

（１）体験学習や技術指導時の支援

スクーリングの際に必要な地域のボランティアや指導者、施設等の人的・物的な支援については、地域住民の理解と協力が不可欠であるため、情報の発信や意見の集約により、スムーズな運営と充実した体験学習を行なう。

（２）当該施設の充実と拡張

学校設置後、校地校舎を使った教室でのプログラム運営とその改良を実施するための追加スタッフと追加研究室/会議室、その他の地域児童生徒のための施設整備、スクーリングにおける簡易宿泊としての整備、近隣宿泊施設との連携など順次整備されるよう図っていくものとする。

別紙 （特定事業番号：８１６）

１．特定事業の名称

８１６ 学校設置会社による学校設置事業

２．当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社アットマーク・ラーニング

代表取締役社長 日 野 公 三

住所：東京都品川区北品川 5-12-4 リードシー御殿山ビル 3F

３．当該規制の特例措置の運用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

４．特定事業の内容

〈事業関与主体〉

株式会社アットマーク・ラーニング

〈事業が行われる区域〉

福岡県田川郡川崎町の全域

〈設置位置〉

福岡県田川郡川崎町大字安真木 1373（旧川崎町立安宅小学校）

〈事業の開始時期〉

平成 21 年 4 月 1 日～

〈事業により実現される行為や整備される施設等の詳細〉

① 広域通信制単位制高等学校の開設

平成 20 年 11 月に特区認定申請が認められたことにより、株式会社アットマーク・ラーニングの新設する学校設置会社が広域通信制単位制高等学校の設置主体となることが可能となった。これを受け、高等学校設置認可手続きを行い、設置認可後、生徒募集・教育環境整備・職員採用等の開校に必要な準備を進めた。

設置認可にあたっては、川崎町地産・地習 e 環境教育学校審議会の意見を聴いた上で、川崎町長が認可を行い、平成 21 年 4 月 1 日に開校した。

② 施設

（１）本校

校舎：旧川崎町立安宅小学校

専有面積 6,203 m²（うち運動場用地 3,570 m²）

延床面積 管理教室棟 860 m²、体育館（屋内運動場）334 m²、

プール・付属棟 7 4 3 m²

(2) 面接指導等実施施設

当該高校が行う集中スクーリング（面接指導）においては本校舎のみならず、特別区域内の様々な施設を活用し、多様な学びの場を確保するとともに、地域住民との交流の機会を提供し「活きた学習のフィールド」を創出する。

面接指導等実施施設名称	所在地	定員	面接指導等の教科・科目
川崎町コミュニティセンター	川崎町大字田原 7 8 6 番地の 2	220	総合的な探究の時間、国語、数学、地理 歴史、公民、外国語、情報、保健、家庭 科、学校設定科目、特別活動
川崎町民会館	川崎町大字田原 8 0 4 番地	80	総合的な探究の時間、体育、学校設定科 目、特別活動

(3) 学習等支援施設

学習等支援施設名称	所在都府県	所在地	定員	施設区分
品川中央キャンパス	東京都	品川区北品川 5-12-4	60	自校施設
品川・御殿山 SNEC <View1・2>	東京都	品川区北品川 6-7-22	55	自校施設
横浜・関内 SNEC	神奈川県	横浜市中区山下町 223-1	60	自校施設
博多 SNEC	福岡県	福岡市博多区博多駅前 2-15-7	60	自校施設
湘南厚木 SNEC	神奈川県	厚木市栄町 1-17-12	20	自校施設
国立 SNEC<本館>	東京都	国立市東 1-16-17	40	自校施設
国立 SNEC<別館>	東京都	国立市中 1-9-4		自校施設
岐阜 SNEC	岐阜県	岐阜市長住町 1-6	50	自校施設
愛知・一宮学習センター	愛知県	一宮市栄 1-7-10	15	自校施設
千葉・山武学習センター 東関東馬事高等学院	千葉県	山武市雨坪 10 番地	100	連携施設
川崎・登戸学習センター ユニバーサル服飾高等学院	神奈川県	川崎市多摩区登戸 2130-2	15	連携施設
横浜・磯子学習センター セレンディップ高等学院	神奈川県	横浜市磯子区杉田 2-8-23-104	5	連携施設
東広島学習センター アカデミア高等学院	広島県	東広島市西条大坪町西条大坪 町 2-12	5	連携施設
STEC 愛知学習センター くるくる高等教育部	愛知県	刈谷市新栄町 7-73	20	連携施設
宮崎・延岡学習センター セレンディップ高等学院	宮崎県	延岡市桜小路 369-4	10	連携施設
SNEC 朝霞学習センター たまみずき高等学院	埼玉県	朝霞市本町 1-8-2	10	連携施設
SNEC 名古屋・塩釜学習センター 名古屋敬進高等学院	愛知県	名古屋市天白区塩釜口 1-825-1	45	連携施設
SNEC 大阪・玉造学習センター しんあい高等学院	大阪府	大阪市東成区東小橋 1-11-2	20	連携施設
SNEC 北九州・折尾学習センター あしたのつばさ高等学院	福岡県	北九州市八幡西区医生ヶ丘 6-1	30	連携施設

SNEC 三重・鈴鹿学習センター 鈴鹿樺高等学院	三重県	鈴鹿市河田町 176-1	25	連携施設
STEC 久留米学習センター 有馬高等学院	福岡県	久留米市通東町 5-16	20	連携施設
島根・雲南学習センター みかた麴杜（きつと）高等学院	島根県	雲南市大東町飯田 112-14	5	連携施設
SNEC 滋賀・草津学習センター アットスクール高等学院	滋賀県	草津市大路 1-18-28	20	連携施設
SNEC 前橋学習センター ミッドランド国際高等学院	群馬県	前橋市南町 3-11-2	10	連携施設
SNEC 岐阜可児学習センター 令和さくら高等学院可児	岐阜県	可児市今渡 869 番地 2	55	連携施設
SNEC 浜松南学習センター 敬愛義塾高等学院	静岡県	浜松市大山町 4048-1	20	連携施設
STEC 栃木学習センター メリーランド高等学院	栃木県	栃木市都賀町家中要害 2293-1	20	連携施設
東京・板橋学習センター キャメロット・インターナショナル・スクール	東京都	板橋区向原 3-10-34	2	連携施設
SNEC 仙台学習センター 青葉高等学院	宮城県	仙台市青葉区吉成 1-17-10	8	連携施設
SNEC 岐阜下呂学習センター 令和さくら高等学院下呂	岐阜県	下呂市萩原町古関 928-1	55	連携施設
SNEC 愛知春日井学習センター 春日井翔陽高等学院	愛知県	春日井市中央通 2-119-1	15	連携施設
SNEC 愛知・岡崎学習センター 陽葵高等学院	愛知県	岡崎市欠町字東通 1-1	20	連携施設
SNEC 愛知・江南学習センター グロー高等学院	愛知県	江南市古知野町古渡 306	60	連携施設
SNEC 岐阜・土岐学習センター 織部高等学院	愛知県	土岐市泉仲森町 1-26-1	30	連携施設
SNEC 愛知・西尾学習センター manabu 高等学院	愛知県	西尾市徳次町上十五夜 5-1	30	連携施設
SNEC 多摩学習センター MINANOHA 高等学院	東京都	多摩市鶴牧 5-1-1-102	5	連携施設
SNEC 信州・諏訪学習センター 信州KO 高等学院	長野県	諏訪市大手 1-16-5	40	連携施設
SNEC 広島学習センター 広島中央高等学院	広島県	広島市中区十日市町 2-9-25	15	連携施設
SNEC 広島・福山学習センター COLORS 高等学院	広島県	福山市引野町 4-9-37	15	連携施設
SNEC 岐阜・羽島学習センター ぎふ笑顔高等学院	岐阜県	岐阜市柳津町梅松 1-131	20	連携施設
SNEC 美濃加茂学習センター 令和さくら高等学院美濃加茂	岐阜県	美濃加茂市太田町 2591-1	15	連携施設
SNEC 山形・鶴岡学習センター みんなのそら高等学院	山形県	鶴岡市白山字興野 133 番地 14	15	連携施設
SNEC 佐賀・有田学習センター 有田青蓮高等学院 (令和 6 年度開校予定)	佐賀県	佐賀県西松浦郡有田町戸杓字 浦谷丙 728-1	15	連携施設

学習等支援施設では、学習支援・補習補導・生活支援等を実施し、添削指導、面接指導、試験は行わない。

③ 教育課程

教育課程は、別紙「教育課程表」のとおりとする。

④ 収容定員 1, 500人

⑤ 添削指導

添削指導については、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が、科目ごとに学習指導要領に定められた回数を行う。添削指導においては、生徒の学習の状況を把握し生徒の学習理解のつまずきを的確にとらえ、丁寧に指導していくことで確かな学力の定着を目指す。

⑥ 面接指導

面接指導は特別区域内の施設等で実施し、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行う。年一回の集中スクーリング形式での実施となるが、通信制課程に望まれる「生徒同士の交流の場」「活きた体験学習の場」として重要な学習機会の場となることを期待するとともに、個々の生徒のもつ学習上の課題について十分考慮し、その後の進路選択への示唆を与えることを目的とするなど、計画的、体系的かつきめ細かな指導を行う。

⑦ 試験

試験は、特別区域内の施設等において、原則として面接指導の機会に行うこととしている。実施校の教職員の監督下で適切に実施し、その採点基準の作成及び評価は各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行う。

5. 当該規制の特例措置の内容

①川崎町に存在する教育上の特別なニーズ

本町は、かつては、石炭産業で栄えたが、エネルギー政策の転換により炭坑が撤退し、それに伴い若年層の流失による少子高齢化が進み、過疎の町となった。この対策として、地域資源を活用した活性化策の具現化が重要な課題となっている。

また、これらの背景による児童数の減少に伴い、6校の小学校が4校に3校の中学校が1校に統廃合を余儀なくされ、校地・校舎についての具体的な活用方法を模索中である。

一方、全国的に少子化が進む中で、不登校生徒数は右肩上がりが増えており、その原因や理由も多様化している。この傾向は本町も例外ではなく、これら生徒の多くは、心理面の課題を抱えながらも、自分に合った学びの場を求め、適切な指導・支援を必要としている。

本特区計画で設立する学校設置会社による通信制高校では、スクーリング（面接指導）時に、本町の緑豊かな自然林と田園風景、清流とのみごとな調和を堪能できる自

然体験や経験豊富な地元農林業家の指導による稲作・果樹づくり等の勤労体験、さらには、地元の高齢者から伝承されるしめ縄や竹細工づくりの歴史・文化体験等、本町の特色を取り入れた教育の実施を計画している。

当該学校では本町に在住する生徒に加え、不登校等の問題を抱える地域外の生徒も多く受け入れているが、当町の豊かな自然や地域住民とのふれあい、交流を通して、自然の営みや大切さを理解し、コミュニケーション能力、共同作業等の社会適応能力を養うことができ、さらには、多様な人々との体験活動の生きた経験を通じて心理面の安定や自己教育力の向上、目的意識の形成、計画実行力の向上、自己肯定感の育成といった建設的な変容を支援することができるものと期待できる。

また、学校で行う体験学習の実施に際しては、経験豊富な地元の農林業家や伝統技能や巧みな技術を持った高齢者等を中心とした町民が指導するが、これらの活動が学校教育と協働することにより、教育の新しい分野におけるボランティア活動の仕組みが確立できることや、地域住民にとっては、若者に伝承することの喜びや生きがいといった、生涯学習の場としての役割が創成でき、地域の活性に資するものである。

この計画の実現に際し、株式会社による学校を設置するメリットとしては、学校設置会社が不登校になった生徒や学業不振に陥った生徒の教育で、培ってきた経験と保有しているノウハウと本町が有する豊かな自然環境、人間味あふれる地域の人々とを調和させることで、お互いの限りない能力が引き出せ、よりすぐれた教育環境を整えることが実践できることである。

本町では、以上のことにより「学校設置会社による学校等設置事業」（８１６）の特例措置の適用を受け、広域通信制（単位制）高等学校を設立することが適切であると判断した。

②株式会社アットマーク・ラーニングの設置する学校が適切であると認めた理由等

（１）一定の要件

本計画に基づいて設置する通信制・単位制高等学校は、不登校など問題を抱える生徒の受け入れを行なうことから、これらの生徒の指導は、個々のニーズに応じたきめ細かい指導が必要となるとともに、実施する体験学習等の教育が実社会を現場として行なわれることから、機動的かつ迅速に対応でき、実社会と結びつきの強い株式会社による学校設置会社が適切であると判断した。

事業に関する主体である株式会社アットマーク・ラーニングは、インターネットを使った通信制インターナショナルスクールの設置・運営を目的として平成１１年に設立された。以来インターネットを使った通信学習プログラムの開発、「コーチングメソッド」を使った学習指導法の教員向け研修など、多くの教育関連事業の実績を有している。平成１２年に開校した米国高校の日本分校である「東京インターハイスクール」を安定軌道に乗せたのをはじめ、平成１６年には石川県白山市に

広域通信制高等学校である美川特区アットマーク国際高等学校を開校している。平成21年には本町に明蓬館高等学校を開校し、これまで様々な理由により不登校となった生徒に対し、インターネット等の通信ツールを活用した一人ひとりの学習コーチングときめ細かな面接指導により、高校卒業資格の取得が可能となり、自ら考え、行動することができる未来学力を養い、さらに地域と密着した自然・文化・実社会への広がりのある教育カリキュラムや指導・支援方法により、生徒の能力を最大限に伸ばすことができる教育に取り組んできた。これにより、着実な成果を挙げ、既に両校合わせて2,600名を超える卒業生を送り出している。

これらの実績から、本町及び本計画が目指す目標の実現に向けた教育を適切かつ効果的に行うことができると判断した。

・資産要件

学校の校地・校舎については、町内の廃校となった旧安宅小学校（現在は社会教育施設として活用）の一部を有償貸与することとし、文部科学省令で定める基準を満たしている。

設置会社の会社運営にあたっては、上場企業4社、上場企業社長4名、学校法人理事長1名を株主に加えるなど、ステークホルダーの充実に努めている。

また、未上場だが、航空部品の世界的企業の創業会長やサイバーセキュリティ会社の会長や代表取締役などの株主も助言役となっている。

開校当初、複数年にわたり多額の先行投資（教職員の採用、研修、設備・機材投資、情報システム投資、ガバナンス構築などに係る）を余儀なくされた。

そのため、平成22年度には149,110千円に及ぶ債務超過を計上したが、それ以降、確実に利益を計上し、拠点の開発においては最小限の先行投資もしながら、令和4年度は当期純利益を計上することにより、債務超過額が減少し57,092千円まで圧縮している。

同社が経営するアットマーク国際高等学校、明蓬館高等学校ともに費用の削減、教育の質の維持・向上を伴いながら運営できるよう予算統制に努めている。

固定資産、商標、認知度ブランディング価値などの面では、確実な生徒募集基盤も有し、安定的事業運営の基盤は持っている。

資金繰り、借入金規模も健全性が担保される範囲にとどまり、財務内容の健全化に向けて着実に学校設置会社としての経営内容の充実に努めていると判断している。

以上のことから、本町として、設置会社の財務諸表等を確認し、株式会社立による学校設置事業を行うに際して必要な財産を有していると判断した。

・学校経営を担当する役員に学校経営の知識又は経験があること

学校経営を担当する役員陣については、美川特区アットマーク国際高等学校の運営会社である株式会社アットマーク・ラーニングの役員として、経営・企画

管理等において責任ある立場で経営に直接携わってきて実績がある。

また、学校担当理事職・顧問職として、小・中学校時代に不登校経験を持つ生徒や長期欠席等が原因で高校を中途退学した者等を主に受け入れる第一号単位制高等学校（東京都立）の校長経験者や、元公立高等学校・中学校校長経験者を複数登用しており、経営面はもちろん教育面においても十分な社会的信望を持つ人物を登用し、当該事業実施における十分な知識と経験を備えているものと判断できる。尚、複数の公立高等学校校長職を経験している顧問職の一人については、当該学校が連携している学習等支援施設（サポート校）の監査室長を兼ねており、適切な教育活動や運営状況の確認を常に監視する体制を整えていることを確認している。

- ・当該設置会社の役員が社会的信望を有すること

学校設置会社社長の日野公三氏は、株式会社アットマーク・ラーニングの社長であり、前職は県が大株主の第三セクター・情報通信会社の取締役を経験している。米国通信制高校の日本分校の立ち上げの後、美川特区アットマーク国際高等学校の理事長の職にある。また一般社団法人ソーシャルビジネス・ネットワーク理事に就任し社会的企業家を育成するなど、社会的に責任ある企業・組織づくりを支援する活動に長年取り組んでおり、様々な分野でその功績は高く評価されている。また、その他の役員においても、大手出版社の取締役経験者、自治体の政策アドバイザーや学校法人の理事職を経験するなど、いずれも十分な社会的信望を有していると判断する。

（２）情報公開

情報公開にあたっては、会社法上義務付けられているものに加え、学校への入学希望者が適切に学校を選択できるよう、また、学校の教育の質や適正な運営等を担保するため積極的に情報公開を行う。

学校設置会社が備えるべき業務状況書類等（貸借対照表、損益計算書、事業報告書）は、電磁的記録等により毎事業年度終了後三月以内に作成し、株式会社アットマーク・ラーニングが本町に設置する高等学校において公開することとしている。また、ホームページを通して学校に関する情報は公開する。

③地方公共団体による責務等

（１）審議会

本町は、行政の適正性、公正性、専門性を確保するため、高等学校教育に関し学識経験を有するもの１名、会計に関し学識経験を有するもの１名、学校経営の知識を有する学校関係者１名、行政全般や地域の有識者２名の計５名から構成される、地産・地習・e環境教育特区学校審議会を設置する。

審議会では、学校設置会社による学校設置事業の運営状況はもとより、川崎町の

事務局体制やその他の指導監督全般について審議する。

(2) 地方公共団体による評価

本町では、地産・地習・e環境教育特区学校審議会において、学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況等について、年1回以上の学校評価を、書類及び実地で実施することとする。

なお、具体的評価については、学校教育法、高等学校設置基準、高等学校通信教育規程、学習指導要領等を踏まえ、学校経営の公共性、継続性・安定性の観点から、学校経営面、教育研究面の状況について適切に評価するために、特区認定後、当該審議会において必要な評価項目の設定を行う。

また、地方公共団体による評価は、経営並びに教育に対する評価内容であるため、町のホームページ等を活用して広く一般に公表する。

(3) セーフティネット

本町は、事業の円滑かつ確実な実施のため、当該学校設置会社の経営状況等について常に把握するよう努めるとともに、在校生の立場に立って適切な就学が維持できるよう、地産・地習・e環境教育特区学校審議会での審議のほか、庁内に専任の担当部局を定めて、他の広域通信制単位制高等学校等の転学に関する情報収集、協力要請を積極的に行う。

万一、学校経営に著しい支障を生じた、又は生ずる恐れがある場合、学校設置会社は速やかに川崎町へ報告するとともに指示を仰ぐものとする。また、そのような事態にならないよう学校設置会社は、通年運営状況について連絡を密にし、川崎町からの指摘事項については、速やかに改善する。

川崎町は特区計画の策定・実施に責任を有する立場から、在校生や保護者に適切な情報提供を行うほか、本町内部に専門の窓口を設け、在校生から転入学希望等を聴取し、転入学可能な学校に対して協力要請等を行う。

なお、明蓬館高等学校は、ルネサンス高等学校、ルネサンス豊田高等学校及び福智高等学校と転入学者の受入れについて協定を締結しているため、連携を更に密にして適切な対応を行う。

(4) 学校設置事業に対する指導監督体制

認定地方公共団体としての指導監督体制の強化を図るため、高等学校教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員として点検委員を配置する。点検委員は、毎月1回以上学校訪問を行い、教育内容や学校経営に対する指導を行う。具体的には、学校に備えなければならない表簿の確認、教育課程、授業計画、年間計画、スクーリング指導案、添削課題、メディアを利用した学習が適切に行われているか等の確認をし「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」に基づき適切な教育活動が実施されているかを点検する。また、年1回以上の研修の受講、または外部組織からの点検調査を受けることにより、点検委員と町職員のスキル向上を図り、継続的に指導監督体制の強

化・維持に取り組む。

(5) 学習等支援施設に対する指導監督体制

川崎町は、学習等支援施設について、町職員と点検委員が定期的に実地調査を行う。主な点検事項は、添削指導、面接指導、試験が特区外で実施されていないかの確認、それぞれが適切な内容で実施されているかの確認を教職員や生徒への聞き取り調査で確認する。また、施設についても安全上支障がないかについて確認する。

④教育環境の改善

当該学校設置会社には、生徒・保護者のニーズや社会状況を考慮しながら、教育環境の改善に取り組むことを指導していく。

なお、明蓬館高等学校における教員の免許取得状況は、校長及び副校長を除く 55 名中 38 名（他 17 名はスクールカウンセラー）が普通免許状を有しており、臨時免許状及び免許外教科担任として対応はしていない。

川崎特区 明蓬館高等学校 教育課程表

教 科	科 目	標準 単位数	課題提出回数	標準面接 指導回数	備 考
国語	現代の国語	2	6	2	「現代の国語」及び「言語文化」 必履修
	言語文化	2	6	2	
	論理国語	4	12	4	
	文学国語	4	12	4	
	古典探究	4	12	4	
地理 歴史	地理総合	2	6	2	「地理総合」及び「歴史総合」 必履修
	地理探究	3	9	3	
	歴史総合	2	6	2	
	日本史探究	3	9	3	
	世界史探究	3	9	3	
公民	公共	2	6	2	「公共」必履修
	倫理	2	6	2	
	政治・経済	2	6	2	
数学	数学Ⅰ	3	9	3	「数学Ⅰ」必履修
	数学Ⅱ	4	12	4	
	数学A	2	6	2	
	数学B	2	6	2	
理科	科学と人間生活	2	6	8	「科学と人間生活」・「物理基礎」・「化学基礎」・「生物基礎」・「地学基礎」のうちから2 科目必履修(そのうち1科目は「科学と人間生活必須」 又は「基礎」を付する科目3科目選択必履修
	物理基礎	2	6	8	
	化学基礎	2	6	8	
	生物基礎	2	6	8	
	地学基礎	2	6	8	
保健 体育	体育	7(3年間)	7(3年間)	35(3年間)	7単位必履修(3年間)
	保健	2(1・2年次)	6(1・2年次)	2(1・2年次)	2単位必履修(1.2年次)
芸術	音楽Ⅰ	2	6	8	各「Ⅰ」の科目のうちから 1科目必履修
	美術Ⅰ	2	6	8	
	書道Ⅰ	2	6	8	
外国語	英語コミュニケーションⅠ	3	9	12	「英語コミュニケーションⅠ」必履修
	英語コミュニケーションⅡ	4	12	16	
	論理・表現Ⅰ	2	6	8	
家庭	家庭総合	4	12	8	「家庭総合」必履修
情報	情報Ⅰ	2	6	4	「情報Ⅰ」必履修
	情報Ⅱ	2	6	4	
総合的な探究の時間		3(3年間)	6(3年間)	6(3年間)	3単位必履修(3年間)
学校設 定科目	農業体験	2	2	2	原則20単位まで ※20単位を越えた分は卒業に必要な74単位に含まない
	聞く書く話す	2	2	2	
	高校国語入門	2	2	2	
	高校数学入門	2	2	2	
	高校英語入門	2	2	2	
	就業体験A	2	2	2	
	就業体験B	2	2	2	
	就業体験C	2	2	2	
	地球環境を考える	2	2	2	
	川崎町の歴史・文化研究	2	2	2	
	課題研究A	2	2	2	
	課題研究B	2	2	2	
	課題研究C	2	2	2	
特別活動		－	－	30時間(3年間)	